

小値賀町議会第一回臨時会は、平成十五年二月十七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十四名

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
| 四 | 三 | 二 | 一 | | | | | | | | | | |
| 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 |
| 川 | 柳 | 岩 | 中 | 吉 | 近 | 山 | 中 | 坂 | 黒 | 立 | 横 | 伊 | 岩 |
| 村 | 山 | 永 | 村 | 元 | 藤 | 本 | 村 | 井 | 崎 | 石 | 山 | 藤 | 坪 |
| 章 | 長 | 守 | 二 | 一 | 徳 | 勝 | 範 | 政 | 隆 | 弘 | 忠 | 義 | |
| 雄 | 人 | 義 | 正 | 夫 | 輝 | 蔵 | 徳 | 三 | 美 | 教 | 蔵 | 之 | 光 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回臨時会

平成十五年二月十七日（月曜日）

午前十時

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（中村 正議員 ・ 岩永守義議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第一号 工事請負契約の変更について（浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第四 議案第二号 工事請負契約の変更について（野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）

午前十時開会

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第一回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、十一番・中村 正議員、十二番・岩永守義議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第一号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（神川 清） 議案第一号、浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事の工事請負契約の変更について、地方自治

法第九十六条第一項第五号並びに小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。

その内容についてご説明いたします。

本工事は、浜津漁港前目地区のマイナス三m岸壁七〇mを浮体式岸壁に改良するもので、現契約額八千六万円でありませんが、今回、マイナス三m岸壁の階段工の位置に若干の変更があり、設計変更の必要性が生じたため、工事費を九万四千五百円増額、契約額を八千五百四十五万四千五百円に変更しようとするものです。

なお、執行残につきましては、柳漁港の防波堤工事に充てることによりまして、浜津漁港地域水産物供給基盤整備工事の本年度総事業費は、本工事費八千五百四十五万四千五百円、事務費二百五十四万五千五百円、合計八千三百七十万円となっております。

工期につきましては、変更ありません。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(神川 清) 議案第二号、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備事業の工事請負契約の変更について、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。

その内容についてご説明いたします。

本工事につきましては、現契約額九千九万円ですが、今回、入札に伴う執行残及び同じ事業であります小値賀港ターミナル建設に伴う設計料の執行残についてもこれに充てることとしており、合わせて九百五万一千円を増額、契約額を九千九百四万一千円に変更しようとするものです。

増額となりました工事内容ですが、現在突堤堤体工二五mに相当する方塊製作を行っておりますが、この作業に引き続き堤体工の方塊製作二個、同じく被覆ブロック製作七五個を追加施工するものです。

なお、三月末の工期内には予定どおり完成の見込であります。

今回の変更により野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事の本年度総事業費は、本工事費九千九百四万一千円、測量及び試験費九百五十九万二千円、事務費四百二十六万七千円、合計一億一千三百万円となります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員

八番（山本徳蔵） この前、課長から直接説明を受けたので大体のことは分かっておりますけれども、ちよつと二、三疑問に考えるとありますが、質問いたしますが、この工事の完成した暁に、利用率がどれくらいあるものか、最初、私は、はまゆうのですね、六島に通うのにわざわざ野崎島を迂回しなくても済むようなことになるのでいいかなと、こう単純に考えておつたんですけれども、そうではないんだという説明を受けましたが、はまゆうの寄港ということでこれは毎日の利用ですので、大変この利用価値が高いんですけども、はまゆうじゃないということになると、従来通りの瀬渡し船を利用するということになりますね。そうしますと、工事が終わったことですので、そう毎日運航するというものでもないでしょうから、どれだけの利用価値があるのか、必要欠くべからざるものであるかということを考えてみたんですけれども、その点如何でしょうか。どれくらいの利用率があつたんですか。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

おっしゃるとおりに、はまゆう専用の栈橋にするという考えは今のところありません。また、現状のような計画では海運局からも旅客船が接岸するような安全施設としては認められないということでは、はまゆうの接岸は今のところは無理ではなからうかというふうに思っております。

ただ、これから利用客増を図っておりますので、はまゆうの航路が朝夕二便でございます。例えば九州商船とか他の船が来て、お客さんが来ても即いつでも野崎に行けるような状態にしておくということもあります。そして、自然学校あたりで事業が展開されておりますけれども、そういった中で緊急に小値賀に運ぶということも出てくる。あるいはダムの管理、保安林、それに伴ういろんな道路、そういったものの維持管理等にもいろんな意味で利用されるということもあります。そして先程はその将来は今のところは、はまゆうの接岸は利用することは考えていないというふうに言いましたけれども、将来はあの道路が野崎から自然学塾村までの道路がどういうふうになっていくのか、今のところ分かりません。そういうふうなことも考えれば、制度が変わったり、あるいは船を換えることによつて今のはまゆうの航路をあそこにもって行くとい

うようなことも出てくる可能性もあるわけですね。ですので、この事業は一応は漁港でありながら、こういった工事はできるはずはありません。ただ国の考え方としては、学校でも総合時間の総合学習の時間というような、自然体験といったものの時間が設けられてきておりますし、それに限らず、大人も子供もそこを利用してコミュニティの場にしようというような事業でございまして、そういうふうなことで今後の利用増を図っていくという意味では地域づくりにも繋がっていくという事業であるというふうに考えております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳蔵） 今の説明を伺っておりますと、やはりその学塾村の送迎に活用したりするというご説明ですけれども、その場合でもやはりこれは利用するのは今までどおりの瀬渡し船であろうと、私は想像するわけですね。結局、はまゆうでは表付けができないと。ですから、当然、船の表から乗降できるような施設でないといけない。課長が今おっしゃったことは、将来を見据えてというのは、今後、建造される渡船が表からでもともからでも乗降できるような造りにした場合のことを想定してお話と思いますけれども、今、私が最初に聞いたのはどれだけの利用価値があるのかということ聞いたわけで、特に私は反対をするわけではありませんけれども、どうしても必要であるというものならこれはやむをえませんけれども、今の状態で瀬渡し船を利用するのであれば、そう特に改造しなくてもやってみていけないという状態ではないんではなからうかと、こう思うわけですね。ご存知のように、財政状況が非常に逼迫した今後なおさらその国の交付税措置も年々削られていくと、そういう中でやっぱりこういうことから慎重に検討して、出来るならばなるだけその必要でないこと、絶対必要でないというものは見直しをしていくという方向にもっていかないと、町の財政運営は今後ますます逼迫していくんじゃないかと、こう考えるわけです。その点を一つ念頭に置いて一つ今後考えていただきたいと思えます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） おっしゃることはよく分かります。

今、国が進めております、都市と農山漁村のコミュニティ、都市の住民を農山漁村でひとつ体験させようとか交流を図ろうとかいうような、国の施策がございまして、その施策でこの漁港、漁船の利用のための施設じゃなくて、そういう交流も一つの目的で野崎を一つおおいに今後活用していこうということを考えております。そういったことで国・県も承認をして

いただいたわけですし、それともう一つはダムができてダムも飲雑用水にするわけですので、時々はダムの水質等の鹿の関係もありますので、監視にも行かなければならないし、もうほとんど今のままでは冬場がつけられないというような状態です。そういったことで、これは野崎は小値賀の財産だと、私はこう思っておりますので、そういう野崎を生かすためにも必要などということを考えました。

それと、先ではやはり渡海船もこちらの方につけるだけの設備をするとつけられるようになるわけですので、今の岸壁の上がり下がりをするああい物上げ、移動式というんですか、そういうのをつくってつけられるような設備も必要になると、こう思っているところでございますので、一つよろしくご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。
以上で本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これで平成十五年小値賀町議会第一回臨時会を閉会します。

― 午前

十時 二十分

閉会 ―